



2025年5月2日

各位

上場会社名リコーリース株式会社  
代表者 代表取締役社長執行役員 中村 徳晴  
(コード番号 8566 東証プライム市場)  
問合せ先責任者 執行役員経営管理本部長 滝田 健太郎  
(TEL 050-1702-4203)

## 役員に対する株式報酬制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「社内取締役」といいます。)に対して導入済みの、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の内容を変更することを決議し、本制度の変更に関する議案を2025年6月23日開催予定の第49回定時株主総会(以下「本株主総会」といい、かかる議案を以下「本議案」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の変更は、本制度の対象者に社外取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下同様です。)を追加すること、また、当社が拠出する金銭の上限及び本制度の対象者に付与されるポイント総数の上限を拡大するものであります。

本制度は、(i)取締役の報酬と当社の業績及び企業価値との連動性をより明確にし、(ii)当社株式の保有により取締役が株主の皆様と利害を共有することで、(iii)中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しているものですが、(ii)により(iii)の意識を高めるべきことは社外取締役についてもいえることから、本制度の対象者に社外取締役を追加することとしたいと存じます。ただし、社外取締役は、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を担っていることから、本制度に基づき社外取締役に交付する当社株式の数は、業績に連動しないものとします。

### 記

#### 1. 本制度の内容の一部変更について

今般、本株主総会において本議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、本制度の内容を一部変更します。主な変更点は以下のとおり(下線部分が変更箇所)です。

項目	変更前	変更後
本制度の対象者	当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)	当社の監査等委員でない取締役
当社が拠出する金銭の上限	60百万円に延長分の対象期間の事業年度数を乗じた金額	150百万円(うち社外取締役分は100百万円)に延長分の対象期間の事業年度数を乗じた金額
本制度の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり30,000ポイント	ある延長分の対象期間に対する職務執行に対して、60,000ポイント(うち社外取締役分は4,000ポイント)に当該

		延長分の対象期間の事業年度数を乗じたポイント数
ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与。 <u>ただし、社外取締役に対しては、非業績連動のポイントを付与</u>

## 2. 変更後の本制度の概要

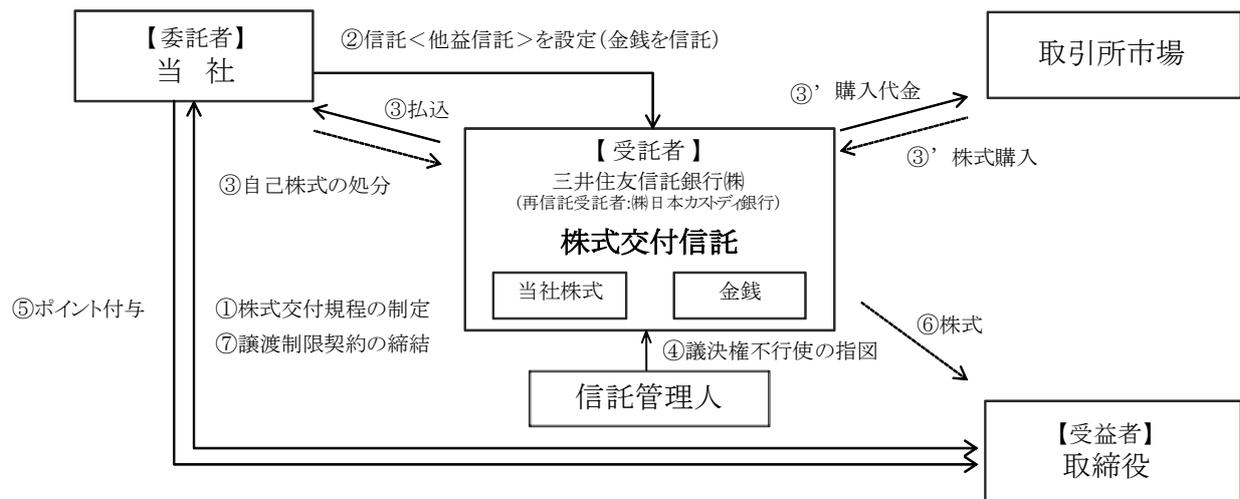
### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(設定済みです。以下「本信託」といいます。)が当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を取得し、当社が各取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、文脈により別意に解すべき場合を除き、同様です。)に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき取締役に対して交付される当社株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより、退任までの譲渡制限を付します。

なお、本開示において「退任」とは、当社の取締役その他の当社取締役会が定める地位のいずれでもなくなることをいうものとします。

### <本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します(なお、今回は、制定済みのものを取締役会決議により改定することを予定しております。)
- ② 当社は、本信託の委託者として、本信託を設定し、本信託の受託者に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金に相当する金額の金銭を信託します(ただし、本株主総会において本議案が原案のとおり承認可決された場合、2. (3)記載の対象期間を延長するまでに2. (3)の範囲内で、本制度による対象者へ交付するために必要な当社株式の取得資金を、本信託へ追加拠出を行うことがあります。)
- ③ 受託者は、本信託内の金銭を原資として、交付が見込まれる相当数の当社株式を取得します(なお、自己株式の処分による方法や、取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法によります。)
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、本信託内の当社株式について

ては、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与します。
- ⑥ 取締役は、本信託の受益権を取得し、受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
- ⑦ 上記⑥の当社株式の交付は、当社と当該取締役との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結することを条件とします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)します。

## (2) 信託期間

当社は、2019年6月19日開催の第43回定時株主総会における本制度導入に関する決議(以下「初回決議」といいます。)をいただいたうえで、2019年8月に本制度運用のための信託(本信託)を設定済みであるところ、順次、この信託期間を延長しており、2029年8月末日までとなっています。ただし、下記(3)のとおり、今後も、信託期間の延長を行うことがあります。

## (3) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

2023年6月26日開催の第47回定時株主総会における本制度の変更決議(以下「前回決議」といいます。)では、2020年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までの期間を「対象期間」としたうえで、以下の点につきご承認をいただきました。

- A) 対象期間の間に在任する取締役に対して本制度に基づく報酬を支給する旨
- B) 取締役会の決定により、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長できる(以降も同様)旨
- C) 上記B)の場合には、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出する旨

その後、当社は、本信託の信託期間を延長するとともに、上記対象期間を、2029年3月末日で終了する事業年度まで延長しております(即ち、延長分の対象期間は2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度です。かかる5事業年度を、以下、「今回延長分対象期間」といいます。)

注：本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。また、当社と委任契約を締結している執行役員等に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき執行役員等に交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて信託します。

本議案を承認いただくことにより、上記C)の金額の上限額を、「当該延長分の対象期間の事業年度数に金150百万円(うち社外取締役分は10百万円)を乗じた金額」に変更します。

当社は、今回延長分対象期間の開始日以降に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、前回決議の範囲内の金額を本信託に追加信託しておりますが、今回延長分対象期間中に、上記変更後の金額、即ち、750百万円(うち社外取締役分は50百万円)から今回延長分対象期間の開始日以降に追加信託した金額を控除した金額の範囲内で、当社株式の取得資金としての金額を本信託に追加信託することがあります。

また、当社は、取締役会の決定により、今回延長分対象期間終了後も、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間をさらに延長するとともに本信託の信託期間をさらに延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、150百万円(うち社外取締役分は10百万円)に当該延長分の対象期間の事業年度数を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(5)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、前回決議による変更前の本制度に基づき当該総会以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がいる場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

#### (4) 本信託による当社株式の取得方法等

上記(3)に記載のとおり当社が本信託に当社株式の取得資金を追加信託する場合には、本信託が当社株式を追加取得することがありますが、かかる追加取得は、当社からの自己株式処分による取得または取引所市場(立会外取引を含む。)からの取得を予定しております。

#### (5) 取締役交付される当社株式の算定方法及び上限

##### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日(原則として毎事業年度)において、役位及び業績目標の達成度等に応じた数のポイント(ただし、社外取締役に対しては、非業績連動のポイントとします。)を付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、今回延長分対象期間のうち、2026年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの期間における職務執行に対して、240,000ポイント(うち社外取締役分は16,000ポイント)を上限とし、さらに対象期間を延長した場合には、当該延長分の対象期間における職務執行に対して、60,000ポイント(うち社外取締役分は4,000ポイント)に当該延長分の対象期間の事業年度数を乗じたポイント数を上限とします。

なお、今回延長分対象期間のうち、2025年3月末日に終了する事業年度に対する職務執行として付与するポイントは、前回決議のポイント総数の上限の範囲内とします。

##### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、前回決議前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、初回決議及び2020年6月24日開催の第44回定時株主総会における本制度の変更決議(以下「前々回決議」といいます。)に従って行います。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

##### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度において(上記①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与日の同事業年度中に)、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、前回決議による変更前の本制度に基づき前回決議以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、初回決議及び前々回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

#### (6) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### (7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

#### (8) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社の取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

### 3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

前回決議後に本制度の職務執行の対価として上記2.(5)①により付与されるポイント見合いとして交付される当社株式(なお、前回決議前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を除きます。以下本項において同じです。)については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結するものとします(各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。)

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ定めた譲渡制限に関する解除条件の内容等

ただし、退任後に本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。また、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

#### (ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社の取締役及び執行役員等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2019年8月15日
信託の期間	2019年8月15日～2029年8月末日
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

リコーリース株式会社 経営企画部 TEL: (050) 1702-4203